

主 題	令和3年度過重労働解消キャンペーンにおける使用者団体等への過重労働解消に向けた取組の要請について		
実施日	令和3年11月9日～11月17日	実施者	長崎労働局

要請の目的（趣旨）

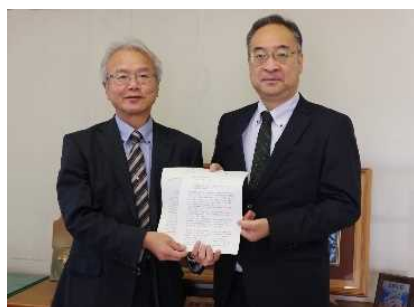
長時間労働の削減や賃金不払残業の解消、年次有給休暇の取得促進のためには、単に法令を遵守するだけではなく、長時間労働が生じている職場においては、人員の増員や業務量の見直し、マネジメントの在り方及び企業文化や職場風土等を見直しておくことが必要であり、これまでの働き方を改め、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方ができる職場環境づくりを進める必要があります。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえた働き方も求められているところです。

使用者団体及び労働組合として、傘下企業及び労働組合において長時間労働削減に向けた取組等が実施されるように積極的な周知・啓発等の対応が行われることを目的としています。

要請概要

長崎労働局においては、「過労死等防止啓発月間」の期間に合わせ、令和3年11月9日から11月17日において、県内使用者団体（7団体）、労働組合（1団体）に対し、長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組を要請しました（以下の写真は、長崎労働局長・労働基準部長より長崎県中小企業団体中央会など経済団体に対して要請書を手渡している様子を撮影したもの）。

経営トップによるメッセージの発信や勤務間インターバル制度、テレワーク、時間単位の年次有給休暇制度などの導入、ノー残業デーの設定、年次有給休暇の取得による連休の実現（プラスワン休暇）など各々の企業の実情に応じた取組を着実に行っていただくことのほか、大企業・親事業者の働き方改革等による、下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止に対する周知要請が主要な内容。



長崎県中小企業団体中央会



長崎県商工会議所連合会



長崎県経営者協会



長崎県商工会連合会